

訪問型サービスの基準・報酬

1 訪問型サービスの基準

指定基準		訪問介護と相当サービスを一体的に実施	訪問介護とサービスAを一体的に実施	サービスAを単独で実施
人 員 基 準	考 え 方	要支援者(事業対象者)と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす	従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者(事業対象者)にはサービスAの基準を満たす	サービスAの基準を満たす必要がある
	介 護 給 付 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・訪問介護員等常勤換算2.5以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上 ※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ※一部非常勤職員も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・訪問介護員等常勤換算2.5以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上 ※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ※一部非常勤職員も可能 	/
	総 合 事 業 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・訪問介護員等常勤換算2.5以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上 ※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ※一部非常勤職員も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・訪問介護員等 必要数 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 市が規定する研修修了者 ・訪問事業責任者(サービス提供責任者) 必要数 ※資格要件:従来の資格要件、または市が規定する研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・訪問介護員等 必要数 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 市が規定する研修修了者 ・訪問事業責任者(サービス提供責任者) 必要数 ※資格要件:従来の資格要件、または市が規定する研修修了者
具 体 例	<p>【例】利用者が要介護者40人、 要支援者(事業対象者)80人の場合</p> <p>→ ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ・サービス提供責任者 3人以上</p>	<p>【例】利用者が要介護者40人、 要支援者(事業対象者)80人の場合</p> <p>→ ・(要介護) 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ・(要支援) 訪問介護員等 必要数 ・サービス提供責任者 1人以上＋ 訪問事業責任者1人以上</p>	<p>【例】要支援者(事業対象者)80人の場合</p> <p>→ ・訪問介護員等 必要数 ・サービス提供責任者 必要数(1人以上)</p>	

指定基準		訪問介護と相当サービスを一体的に実施	訪問介護とサービスAを一体的に実施	サービスAを単独で実施
設備基準	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	/
	総合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	
運営基準	介護給付の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	/
	総合事業の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従業者又は従業者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

2 訪問型サービスの報酬

① 訪問介護相当サービス

	サービスの種類	対象者	単位	単位数	算定項目
ア	訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者	1月 につき	1,168単位	週1回程度
イ	訪問型サービス費Ⅱ	要支援1・2		2,335単位	週2回程度
ウ	訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者・ 要支援2		3,704単位	週2回を超える程度
エ	訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・ 要支援1・2	1回	266単位	週1回程度 1月の中で全部で4回まで
オ	訪問型サービス費Ⅴ			270単位	週2回程度 1月の中で全部で5回から8回まで
カ	訪問型サービス費Ⅵ	事業対象者・ 要支援2	につき	285単位	週2回を超える程度 1月の中で全部で9回から12回まで
キ	訪問型サービス費 (短時間サービス)	事業対象者・ 要支援1・2		165単位	1月につき22回まで

ク 初回加算200単位(1月につき)

ケ 生活機能向上連携加算100単位(1月につき)

コ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×86/100

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×48/100

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)の90/100

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)の80/100

② 訪問型サービスA

基本部分		対象者	資格	報酬		
				月額	1日につき	1回につき
訪問型Ⅰa (20分以上45分未満)	週1回程度	事業対象者 要支援1 要支援2	有資格	885 単位	29 単位	
			町認定	663 単位	22 単位	
訪問型Ⅰb (45分以上)	週1回程度		有資格	1,088 単位	36 単位	
			町認定	816 単位	27 単位	
訪問型Ⅱa (20分以上45分未満)	週2回程度		有資格	1,769 単位	58 単位	
			町認定	1,326 単位	44 単位	
訪問型Ⅱb (45分以上)	週2回程度		有資格	2,175 単位	72 単位	
			町認定	1,631 単位	54 単位	
訪問型Ⅲa (20分以上45分未満)	不定期または週2回を超える利用		有資格			216 単位
			町認定			162 単位
訪問型Ⅲb (45分以上)			有資格			266 単位
			町認定			199 単位
訪問型Ⅲc (20分未満)		有資格			165 単位	
		町認定			123 単位	

注1 資格欄における「有資格」とは、従業者が法第8条第2項に規定する資格を有している場合をいい、「町認定」とは、町が別に定める研修修了者である場合をいう。

注2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスAは算定しない。

注3 利用者が一の事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該事業所以外の事業所が訪問型サービスを行った場合に、第1号事業支給費は算定しない。

加算	単位数	備考
初回加算	200 単位	事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該事業所のその他のサービス従事者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

加算	単位数	備考
サ責資格 加算	1回につき 20単位	訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者（三芳町訪問型サービス基準要綱に規定するものをいう。）を、配置している場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、訪問型Ⅰを算定する場合は4回、訪問型Ⅱを算定する場合は8回を上限とし、訪問型Ⅲを算定する場合においては、算定しない。

加算	資格	単位数	備考
処遇改善 加算Ⅰ	有資格	25単位	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示957号）（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）の例により各区分の基準に適合すると町に届出ている事業所は、訪問型サービスAを提供するごとに各区分の単位数を加算する。 注1 訪問型Ⅰを算定している場合において、1月における算定回数上限は、4回までとする。 注2 訪問型Ⅱを算定している場合において、1月における算定回数上限は、8回までとする。 注3 訪問型Ⅲを算定している場合において、1月における算定回数上限は、5回までとする。
	町認定	20単位	
処遇改善 加算Ⅱ	有資格	14単位	
	町認定	11単位	
処遇改善 加算Ⅲ	有資格	12単位	
	町認定	9単位	

注 資格欄における「有資格」とは、従業者が法第8条第2項に規定する資格を有している場合をいい、「町認定」とは、町が別に定める研修修了者である場合をいう。